

茅ヶ崎市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則について

1 提案の理由

新型コロナウイルス感染症の影響により生計を主として維持する者の収入が減少した世帯に属する納付義務者等に係る保険料の減免額を定めるため提案する。

2 根拠法規

茅ヶ崎市国民健康保険条例（昭和34年茅ヶ崎市条例第15号）第52条

3 規則の概要

- (1) 新型コロナウイルス感染症により生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯にあつては、保険料の全額を、それ以外の世帯であつて生計を主として維持する者の事業収入等の減少が見込まれる世帯にあつては、生計を主として維持する者の前年の所得の合計額に応じて定める割合を乗じて得た額を、それぞれ減免することとした。（附則第4項関係）
- (2) この規則は、公布の日から施行することとした。

茅ヶ崎市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>3 (新型コロナウイルス感染症に係る保険料の減免額の特例)</p> <p>4 条例附則第7条第1項の規定による保険料の減免額は、第10条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者（次号において「主たる生計維持者」という。）が条例附則第7条第1項第1号に該当するとき、保険料の全額</p> <p>(2) 主たる生計維持者が条例附則第7条第1項第2号に該当するとき（前号に掲げる場合を除く。）当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した保険料の額に、主たる生計維持者の所得税法第26条第1項に規定する不動産所得に係る収入、同法第27条第1項に規定する事業所得に係る収入、同法第28条第1項に規定する給与等の収入又は同法第32条第1項に規定する山林所得に係る収入（以下この号において「事業収入等」という。）のうちその見込まれる減少額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される部分の金額を除く。）が令和元年における当該収入の額の10分の3以上の額であるものに係る同年度の所得の合計額を主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者についてそれぞれ算定した同年の地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（主たる生計維持者又は当該世帯に属する被保険者が国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等である場合であつて、その者の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれていないときにおいては、当該給与所得については、同条第2項の規定により計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。）及び山林所得金額並びに条例第16条第1項に規定する他の所得と区分し</p>	<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>3</p>

て計算される所得の金額（地方税法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額。以下この号において同じ。）の合計額を合算して得た額で除して得た割合を乗じて得た額に、次の表の左欄に掲げる事由の区分に応じ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額

主たる生計維持者の事業収入等の減少の原因となった事由	減免の割合
<p>1 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症の影響による主たる生計維持者の事業等の廃止又は失業</p>	<p>10分の10</p>
<p>2 1の項に掲げる事由以外の事由</p> <p>令和元年の地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに条例第16条第1項に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下この表において「元年の所得合計額」という。）が3,000,000円以下である主たる生計維持者</p>	<p>10分の10</p>
<p>元年の所得合計額が3,000,001円以上4,000,000円以下である主たる生計維持者</p>	<p>10分の8</p>
<p>元年の所得合計額が4,000,001円以上5,500,000円以下である主たる生計維持者</p>	<p>10分の6</p>
<p>元年の所得合計額が5,500,001円以上7,500,000円以下である主たる生計維持者</p>	<p>10分の4</p>

元年の所得合計額が7,500,001 円以上10,000,000円以下であ る主たる生計維持者	<u>10分の2</u>
---	--------------